

諮問番号：令和4年度諮問第20号  
答申番号：令和4年度答申第34号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和3年2月2日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害手帳」という。）の更新手続きを行い、障害等級が3級から2級に変更になったことを処分庁の担当者に告げたところ、障害年金の請求手続き（以下「本件裁定請求」という。）を行うように告げられたことから、本件裁定請求を行い、翌月から法上の障害者加算（以下「本件障害者加算」という。）を受給していた。

その後、障害年金を不支給とする裁定の通知（以下「本件不支給決定通知」という。）が届き、処分庁の担当者に報告した際、このことで保護費や何かしらの変更が行われるのかを確認したところ、処分庁の担当者は、精神障害手帳の2級を所持しているので、本件障害者加算はそのまま継続できるので何も変わらないと説明した。

さらに、後日、処分庁の担当者が、審査請求人の自宅に本件不支給決定通知を受け取りに来た際も、審査請求人は、本件障害者加算が継続されるのですねと再確認したところ、処分庁の担当者は、自信をもって受け取っていただいて結構です、と回答した。

審査請求人も念のため自分でも自治体のホームページ等で確認するなどし、精神障害手帳の利用用途として生活保護受給者においては障害者加算の算定に利用できる旨の記載があり（現在は審査請求人の申し出により削除されている）、処分庁の担当者の説明どおりであることに疑う必要もなく、受け取った分も含んだ保護費の中から冬の衣服を購入した。

ところが、処分庁の担当者から、自分の認識不足・知識不足により、障害年金が不支給となった場合は本件障害者加算を削除しなければならないと告げられ、その後、2か月分の障害者加算を返還するように告げられた。

何度も何度も処分庁の担当者に確認を行い、正当に受け取ってもよいとの回答を受けたにもかかわらず、2か月分の返還を求められることは到底納得できないし、既に必需品としての衣服を購入し費消している。

以上により、本件処分は不当であるから、本件処分の取消しを求める。

## 2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、令和2年7月22日付けで、審査請求人が行った本件裁定請求について、同年11月24日付けで本件不支給決定通知が行われたため、当該通知の行われた翌月である同年12月から本件障害者加算を削除し、さらに、過支給となった同月及び令和3年1月分の保護費について同年2月分から7月分までの保護費において分割して収入充当する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 生活保護法による保護における障害者加算等の認定について（昭和40年5月14日社保第284号厚生省社会局保護課長通知。以下「障害者加算等課長通知」という。）1、3及び4並びに精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について（平成7年9月27日社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知。以下「平成7年課長通知」という。）のとおり、要保護者であって関連年金等の受給手続中であるなどのため、保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、精神障害手帳により認定を行うことが可能であるところ、当該規定により障害者加算を認定した被保護者についてその障害等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたときは、当該裁定等のあった月の翌月から障害者加算の認定を取り消すものとするものとされている。

本件についてみると、①審査請求人は、精神障害手帳の2級を所持していたこと、②処分庁は、審査請求人が本件裁定請求を行ったことから、審査請求人の保護費について、令和2年8月分から本件障害者加算を認定したこと、③本件裁定請求について、同年11月24日付けで、本件不支給決定通知がなされたこと、④同年12月21日、処分庁は、審査請求人から本件不支給

決定通知の書面の写しを受領したこと、⑤処分庁は、令和2年12月分以降の審査請求人の保護費について本件障害者加算を削除し、過支給となった保護費について令和3年2月分以降の保護費から6回に分割して収入充当したことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人は精神障害手帳の2級を所持しているところ、審査請求人が本件裁定請求を行ったことをもって本件障害者加算を認定し、その後、令和2年11月24日付けで審査請求人の障害年金が支給要件に該当しない旨の本件不支給決定通知が行われたことから、当該裁定の翌月から本件障害者加算の認定を削除することとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の1（5）、局長通知第10の2（8）及び生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13の3に照らし、令和2年12月分及び令和3年1月分の保護費から本件障害者加算を削除したことにより過支給となった保護費（35,740円）について、同年2月分以降の保護費から6回に分割して収入充当することとした処分庁の判断に取り消すべき瑕疵は認められない。

(3) なお、審査請求人は、処分庁の誤った説明により不利益を被った旨を主張する。

処分庁が、本件不支給決定通知により、審査請求人の本件障害者加算が変更にならない旨の誤った説明を行ったことに争いはないところ、今後、処分庁においてはこのような説明誤りが起こらないよう、再発防止に取り組むよう求めることを付言する。

(4) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

令和4年10月11日	諮問書の受領
令和4年10月12日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：10月26日 口頭意見陳述申立期限：10月26日
令和4年10月24日	第1回審議
令和4年11月25日	第2回審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。そして、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。
- (4) 法第80条は、「保護の実施機関は、保護の変更（中略）に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。」と定めている。
- (5) 生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）の別表第1第2章の2の（2）において「障害者加算は、次に掲げる者について行う。」とし、次に掲げる者として、「ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（後略）」と「イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令（昭和43年政令第184号）別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（中略）。ただし、アに該当する者を除く。」と定めている。
- (6) 局長通知第7の2（2）エ（ア）は、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」とし、（ウ）は、「保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行なうこと。（後略）」と記している。

なお、局長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (7) 局長通知第8の1(5)は、「(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続く6か月以内の期間にわたって分割認定するものとする。」と記している。
- (8) 局長通知第10の2(8)は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合(中略)を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。)」と記している。
- (9) 障害者加算等課長通知の1は、「生活保護法による保護における各種加算(中略)の対象とすべき障害者の認定は、必ずしも当該障害者を支給要件とする年金又は手当(以下「関連年金等」という。)における裁定又は認定をまっけて行うべきものではないこと。したがって現に関連年金等の裁定等を受けていない障害者から加算についての申告があったときは、関連年金等の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、3により加算の適否について保護の実施機関としての認定を行うこと。」とし、その3は、「要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、(中略)実施機関の指定する医師の診療により認定を行うこと。ただし、精神障害者保健福祉手帳〔精神障害手帳〕の交付を受けた精神障害者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過しているものについては、医師の診断に代えて当該手帳により認定を行って差し支えないこと。(後略)」と記している。

また、その4は、「3により障害者加算等を認定した被保護者についてその障害等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われた時は、当該裁定等のあった月の翌月から生活保護法による保護に置ける障害者加算等の認定を取り消すものとする。」と記している。

なお、障害者加算等課長通知は、処理基準である。

- (10) 平成7年課長通知は、精神障害者の障害者加算の認定に係る障害の程度の判定について、障害基礎年金の受給権を有する者の場合として、「(1)障害の程度の判定は原則として障害基礎年金(以下「年金」という。)に係る国民年金証書により行うが、精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)

を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には（中略）、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。」と記し、「(3) 障害の程度は、手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令（中略）別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害と、それぞれ認定するものとしたこと。」と記している。

- (11) 問答集の問13の3は、「(問) 局〔局長通知〕第10の2の(8)により返納額を収入充当額として計上するのは、必ず次回支給月1回でなければならぬか。」について、「(答) 事情に応じて1回又は数回に分割して計上すべきである。」と記している。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成28年4月12日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、法による保護を開始した。
- (2) 令和2年6月1日付けのケース記録には、審査請求人が、処分庁を訪問し、障害等級が2級と認定された精神障害手帳を提出したところ、処分庁の担当者は、手帳取得に伴い、年金の裁定請求を行うよう伝えた旨、また、法に基づく障害者加算については、裁定請求を行った後検討を行う旨、記載されている。
- (3) 令和2年7月22日付けで、審査請求人は本件裁定請求を行った。本件裁定請求を受けて、処分庁は、審査請求人が精神障害手帳の2級を所持していることを理由に、同年8月分の保護費から月額17,870円の本件障害者加算を認定することを決定した。
- (4) 令和2年12月15日、審査請求人は、処分庁に架電し、本件不支給決定通知が届いた旨報告した。
- (5) 令和2年12月21日、処分庁の担当者は、審査請求人の自宅を訪問し、審査請求人から、本件不支給決定通知の提出を受けた。

また、処分庁の担当者は、審査請求人から保護費に変わりがあるかと尋ねられ、本件障害者加算に変更はない旨伝えた。

なお、同日、審査請求人から提出された本件不支給決定通知の発出日は令和2年11月24日となっており、支給しない理由の欄には、「請求のあった傷病（中略）の請求日（中略）現在の障害の症状は、障害年金1級及び2級の対象となる障害（中略）に該当しません。」と記載されている。

- (6) 令和3年1月6日、処分庁の担当者は、審査請求人に対して、本件不支給決定通知を受けて、裁定のあった翌月から本件障害者加算を取り消すことを

説明し、令和2年12月21日に誤った説明を行ったことを謝罪するとともに、障害者加算等課長通知を示して、過支給となった令和3年1月分の保護費（令和2年12月25日支給）については、2月分保護費に収入充当して調整する旨を伝えた。

これに対して、審査請求人は、過支給となった保護費を調整されることは納得できない旨主張した。

さらに、審査請求人が、年金受給権がない者は精神障害手帳の2級所持のみで法に基づく障害者加算が受けられるところ、年金受給権があるのは、きちんと年金を納めてきた証であるにもかかわらず、障害年金の受給が要件となるのは、真面目に年金を納めた者が損をする不平等な仕組みである旨述べた。これに対して、処分庁の担当者は、審査請求人の気持ちは分かるが、国の定めた取扱いにより、審査請求人は障害者加算の要件に該当しない旨を説明した。

- (7) 令和3年1月12日、審査請求人が処分庁を訪問したところ、処分庁の担当者は、本件不支給決定通知の報告があった令和2年12月に裁定が下りたものと思い込んで、令和3年1月6日に審査請求人に対して、同年1月分から本件障害者加算が取消しになる旨説明したが、これは誤りであったとして謝罪するとともに、正しくは令和2年12月から取消しになるため、同月分と令和3年1月分の2か月分の過支給分（35,740円）（以下「本件過支給分」という。）を収入充当することになる旨説明した。また、処分庁の担当者は、一括での調整が難しい場合は、最大6か月を限度に分割して収入充当できる旨及び審査請求人には保護決定に対する審査請求権がある旨説明した。

これに対して、審査請求人は、①12月中に本件障害者加算の取消しに伴う過支給分の返金についての説明があれば、少なくとも令和2年12月25日支給の令和3年1月保護費については使わずに残すこともできたが、上着の購入等で臨時の出費が発生したため、既に費消しており、3万円以上を返せと言われても無理である旨、②仮に6回に分割したとしても一月6,000円ほどが保護費から引かれるので、大きな痛手には変わりはない旨、③令和3年2月以降、本件障害者加算が取り消されることについては、制度の不備があるものの承服するが、処分庁の担当者の説明誤りで本件過支給分を返金することは納得できない旨、述べた。

- (8) 令和3年1月20日、処分庁の担当者は、審査請求人に対して、局長通知及び障害者加算等課長通知を示して、本件過支給分の保護費を最大で6か月分割して収入充当できる取扱いについて説明した。

これに対して、審査請求人は、処分庁が、規定に基づいて事務処理を行うことには同意するが、自分は担当者の説明を信じて当然受け取るべきお金だ

として受け取ったにもかかわらず、誤った説明を受けた挙句、返還となることは到底納得できない旨述べた。

(9) 令和3年1月26日付けのケース記録票には、審査請求人に対して、本件不支給決定通知があったため、当該裁定のあった翌月である令和2年12月から本件障害者加算の認定を取り消し、同月分と令和3年1月分の障害者加算認定による保護費の過支給分(35,740円)については、同年2月から7月までの保護費において、分割で収入充当を行う旨が記載されている。

(10) 令和3年2月2日付けで、処分庁は、本件処分を行った。

本件処分の通知書には、「(前略)〔本件過支給分〕は、35,740円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。令和3年2月分に5,956円収入充当します。令和3年3月分に5,956円収入充当します。(後略)」と記載されている。

(11) 令和3年3月15日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

### 3 判断

(1) 保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、局長通知及び障害者加算等課長通知は、厚生労働大臣が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準(処理基準)として定めたものである。

(2) 精神障害手帳を所有する場合の障害者加算については、前記1(6)、(7)、(8)、(9)のとおり、要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため、保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、精神障害手帳により認定を行うことが可能であるところ、障害者加算を認定した被保護者についてその障害等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたときは、当該裁定等のあった月の翌月から障害者加算の認定を取り消すものとするものとされている。

(3) 本件についてみると、前記2のとおり、①審査請求人は、精神障害手帳の2級を所持していたこと、②処分庁は、審査請求人が令和2年7月22日付けで本件裁定請求を行ったことから、審査請求人の保護費について、同年8月分から本件障害者加算を認定したこと、③本件裁定請求について、令和2年11月24日付けで、本件不支給決定通知がされたこと、④令和2年12月21日、処分庁は、審査請求人から本件不支給決定通知を受領したこと、⑤処分庁は、局長通知第7の2(2)エ(ア)及び第8の1(5)に照らして令和2年12月分以降の審査請求人の保護費について本件障害者加算を削除し、本件過支給分を令和3年2月分以降の保護費から6回に分割して

収入充当する本件処分を行ったことが認められる。

したがって、本件処分は局長通知及び障害者加算等課長通知に照らして行ったものであると言えるから、本件処分に不合理な点は認められない。

- (4) これに対して、審査請求人は、何度も何度も処分庁の担当者に確認を行い、正当に受け取ってもよいとの回答を受けたにもかかわらず、2か月分の返還を求められることは到底納得できないし、既に必需品としての衣服を購入し費消している旨主張する。

確かに、前記2(5)、(6)、(7)のとおり、本件不支給決定通知を受けて、審査請求人が処分庁の担当者に保護費の変更の有無を確認した際、処分庁の担当者は、本件障害者加算に変更はない旨誤った説明を行ったこと及び処分庁は、当初、本件不支給決定通知がなされた時期を誤認し、過支給となった保護費の期間が1か月分であると審査請求人に説明したが、その後、2か月分の障害者加算が過支給である旨の訂正を行っており、かかる不適切な対応については、処分庁も認めるところである。

したがって、審査請求人が、令和2年12月分と令和3年1月分の本件障害者加算を当然受け取るべき額であると信頼したことは当然であると言え、本件処分の時点で、かかる保護費が費消されていることは容易に推認され、審査請求人の不服は無理からぬところである。

- (5) また、前記1(4)のとおり、法第80条は、「保護の実施機関は、保護の変更(中略)に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。」と定めているところ、局長通知第10の2(8)は、最低生活費等の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合、法第80条を適用する場合があることを前提としている。

- (6) そこで、本件において、処分庁が、法第80条を適用せずに本件過支給分の全額を翌月以降6か月に分割して収入認定することによって、審査請求人に対して実質的に返還させたことの妥当性について、検討する。

ア 法第80条の実務上の取扱いとしては、「前渡した保護金品を返還させるべき場合において、一律に強行すると保護の効果を減殺する恐れがあるので、事情により返還の免除をなし得ることを定めた規定」として、「暫く保護を必要としなくなったものが例外なく返還を強制されることになる」と、再び被保護者となる恐れもあり、その自立を妨げることともなるので、返還させるかさせないかは、被保護者の事情に応じ保護の実施機関の良識をもって判定することに委ねる」ものであり、返還をさせないやむを得ない事由があるとは、「費消、喪失の事由ではなく、返還することのできないことについてのやむを得ない事由である。」と解されている(小山進次郎

『改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）』全国社会福祉協議会昭和50年3月1日発行827頁以下）。

イ このような解釈に基づくと、既に冬服を購入して保護費を費消済みであることのみをもって、法第80条の対象になるものとは言えず、また、事件記録からは、例えば審査請求人は他に償還金等を抱えているなど、約6,000円が毎月の保護費から収入充当されることにより、審査請求人の自立を阻害する恐れがあるとの事情は確認できない。

ウ さらに、前記2（9）のとおり、処分庁は、本件過支給分の取扱いについて、前記1（7）の局長通知第8の1（5）で示された最大限である6か月の分割による収入認定を行っていることが認められることから、処分庁の裁量の範囲内において、審査請求人の生活の支障を軽減する一定の配慮がなされていると言える。

エ そうすると、処分庁が、法第80条を適用した返還免除を行わなかったとしても、不合理ではないと言わざるを得ない。

（7）以上のとおり、本件処分における処分庁の手續及び判断に取り消すべきほどの不合理な点は認められないと言わざるを得ない。

（8）したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

## 第6 付言

一般的に、被保護者は複雑な生活保護制度の仕組みを必ずしも十分に理解しているとは限らず、保護の実施機関が、被保護者に対して適時適切な助言や指導を行うことは、円滑な制度の運用と被保護者が安心して生活する上で、最も基本的なことである。

本件処分は、処分庁が、生活保護制度を正しく理解することなく、誤った解釈に基づき制度を運用し、審査請求人に説明したことにより生じたものである。そして、それまで支給されていた障害者加算が取り消された上、毎月の保護費から一定額を収入認定される審査請求人にとっては、少なからず生活に影響があることは容易に推認されるところであり、状況によっては、審査請求人の最低限度の生活が維持できなくなるおそれを含むものであったと言わざるを得ない。

処分庁においては、今後、このような無用な争いが生じないように、再発防止に真摯に取り組むよう要請する。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長） 針原 祥次

委員 海道 俊明

委員

衣笠 葉子